

..... 社会事業家伝

石井亮一氏

一番ヶ瀬 康子
平松 美代子

伝記を記す場合、大別して、次の二つの方法があると思う。一つは、其の対象者の人生を、歴史の流れの中の一現象として捉える方法。他の一つは、其の人身の人生に主眼を置き「過程」自体を問題として画く方法である。

これ等は、目的によって、当然選択されなければならぬと思うが、本稿は後者の方法を探る事にした。史料の一端としてよりも、一人の社会事業家の「人生」を尋ねる事によって、自らに資したいと思う、原始的ではあるが尤も切実な欲求を持つ人に多少でも役立てば、幸甚と考えたからである。しかし又、一人の人間の人生、そして事業が、その人の生きて居た時代から、切り離しては考察し得ないと言ふ事は云うまで

もない。殊に、近代日本の形成期とも云べき、明治、大正に生き抜いた社会事業家の人生を考える場合、此の事は、特に重視されねばならぬのではなからうか。当時の社会事業家が、社会的必要に応じ、自らの精神的な契機によって各自の生活体験の中から事業を起し、現在の社会事業にそれぞれの意味に於て、先駆者となったからである。其の意味で、本稿の裏付けとしての年表を、末尾に附した。

一人の過去の人物を、現在の規範で簡単に批判する事、又逆に、現実を無視して盲目的な崇拜で、英雄視する事が、何れにしても、ナンセンスである事は云う迄もない。だが、過去の一人物を、間接に探り求め、ありのままを画くと云う事は、如何に

難かしい事であらうか。本稿は、主として、次の資料を参考にしたものである。

- (1) 石井亮一伝 昭和十五年 滝之川学園 発行
 - (2) 石井亮一全集 昭和十五年 石井筆子 城戸幡太郎、奥田三郎編、全三巻
 - (3) 社会事業 第二十一巻第四号(昭和十二年七月号)
 - (4) 社会事業大年表 昭和十一年 社会事業研究所編
 - (5) 日本キリスト教社会事業史 昭和六年 生江孝之著
 - (6) 近代日本の形成とキリスト教 昭和二十五年 隅谷三喜男著
- 殊に、(1)石井亮一伝を基礎資料となし、以下述べる処の諸々の事実の多くは、本文

や註に記されて居ない限り、それに苾びいたものである事を、お断わりしておく。

一、生い立ち及び少年時代

石井亮一氏は、一八六七年（慶応三年）五月二五日、佐賀県佐賀市水ヶ谷の家に生れた。父は、鍋島藩の槍術指南であり、長崎地方の奉行をも勤めた人で、尊王論の信奉者であった。其の妻は子との間に生れた三男が亮一氏であったが、慶応三年と云えば「明治維新」の前年であり、勤皇派の中心、薩・長・土・肥の一藩である鍋島藩の新しい時代に対する期待と緊張のさ中に、氏の人生はスタートをきったのであった。

亮一氏は、幼名袈裟五郎、又は三郎と云い、長子が早逝し、氏も病弱であった為、両親の愛情がとりわけ深い中に育ち、五、六才の頃より「大学」「論語」などを暗誦していたとの事である。

十二才の時、中学へ進学、その後、鍋島家の奨学生として選ばれて上京、工部大学の志願したが体格検査で落ちた為、鍋島家の学資補助を辞し、後日米國コロムビア大学で応用化学を修める準備に、立教大学へ

入学した。

二、青年時代

A 立教大学時代

当時、立教大学は、日本聖公会の育ての親と云われる監督チャニング・ムーア・ウィリアムス博士（アメリカ聖公会伝導会社から安政六年に派遣された）が、私費を以て創設してから約十余年を経過し、当時の欧化主義の波にのったキリスト教会の膨脹に呼応して、発展の「路を辿って居た。「神と国との為」（立教大学の標語）に建てられた。此の学校は、アメリカのカレッジを模範としたもので、予科二年、本科四年の高等普通教育を施す事が目的であったが、当時の教科書の大半は、「英書」であったと云われている。

外国留学の手段として、英語を学ぶ為に選んだ立教大学であつたが、氏はそれ以上のもの、即ち其の後の氏の人生五十年を貫いた「信仰」を獲得した事が、此の時代の最も重要な事と云えよう。

其の動機は、氏の入学当初、寄宿舎で信者の上級生が、伝道を目的として氏を「罪人」と呼んだ事から始まり、最初はそれを

憤怒し、寄宿舎を飛出して下宿した程であったが、その後、その言葉が氣に懸って研究をなし、遂には信仰を得たと云われて居る。

「武士道とは死ぬ事と見つけたり」の葉隠武士が、如何なる内面的変化を遂げて、「罪の子」としての自らを把握したかについて、審らかではないが、氏のその後の信仰には、ウィリアムス博士の感化及び指導のあった事は、氏自身に於て、しばしば語られて居る処である。

ウィリアムス博士の「人格の高潔さ」については多くの人の語る処であり、京都若王寺山の墓碑に刻まれた銘「道を伝えて己を伝えず」の通りの一生を送られ、其の生涯は、キリスト教他教派の信者の心に迄、深い印象を与えた人であった。

此の師の人格的感化を受けた氏の座右の箴は、師の墓碑銘と共に「愛は寛容にして慈悲あり、愛は誇らず、己の利を求めず、憤らず、人の悪を念わず、凡そ事忍び、凡そ事望み、凡そ事耐うるなり。」（ヘコリント前書十三章）と云う語であつたと云われている。

B 立教女学校教頭時代

明治二三年、立教大学を卒業した直後、氏の希望は、当初の通り、渡米して応用化学を習得すると云う事であった。だが、いよいよ渡米が決定すると云う時に至って、健康状態の為不可能となり、氏は再度其の希望を挫折せしめられるに至ったのである。

その為氏は、全く異進いの女子教育者として、当時東京で有数のミッション・スクールであり、同じく前記のウィリアムス博士の創設であった立教女学校へ、教頭として就任した。立教女学校は、明治九年に設立され、明治二年即ち氏の就任の前年迄は、米国人が代々校長として着任し、校の初めての日本人の校長として着任し、学制及び校風の改革につとめたのである。

明治二三年と云う年は、欧化主義が漸次退き、前年の明治憲法発布に呼応して、日本主義、国粹保存主義が抬頭し始めた頃で、殊に教育に対しては「教育勅語」の発布された年であり、此の年をほぼ境として、欧化主義の花形であったミッション・スクールは、生憎教を著しく減じ、財政的

基礎の弱い学校は閉校の止むなきに至った程であった。

この様な事情の中で、教頭としての氏には、多くの期待が寄せられて居たと思われ、一年で其の職を辞したのである。

それは、或る日の事、濃尾大震災の新聞記事を読み「家を失ひ親を失った少女が売春婦として売られる事」を知り、慨然として、女学校教師で安閑としてゐる自らを、深く省みた為であり、更に「普通の女子教育には世間その人あり、余はそれらの不幸なる少女を引取り家庭教育と学校教育との調和を計らん」との決意をするに至ったが故であったとの事である。

当時我が国は、本源的養育期の段階であり、殊にその後進性の故に「産業資本の確立」を急ぎ、その為「下層社会の膏血」をしぼって「富国強兵」の一路を邁進してゐる頃であり、政府の救済政策は貧困を極め、民間に於ける養護施設も亦二、三を数える程の状態であった。

而も一方、キリスト教徒の大半は都市の中、上層階級に限られ、ミッション・スクールは主として、それ等の子女が対象とな

っていたのであるから、氏が此の使命を感じたのは当然とも云いうるであらう。

其の四年前には、石井十次氏の「岡山孤児院」が設立されて居る。

三、氏の業績

A 滝之川学園設立

「街頭に捨てられた紙屑は誰かが始末をせねばなるまい」とは、氏が滝之川学園を設立した後、其の使命を人に語る時、しばしば用いた言葉である。

氏は初め、自らで濃尾地方の被害地を視察し、父母を失った女子二〇余名を、自らの家に引取り、老婆一人を雇ってその世話を頼み、朝は立教女学校に、帰宅しては二〇余名の少女の世話をした。其の後、渡米の為に貯えてあった金で、北豊島郡流之川村に、約五〇〇坪の土地を買ひ、一〇〇坪の家屋を新築し、明治二五年の春に移転、最初は「孤児の女子教育」の施設として出発したのであった。処が、その收容した孤児の中に、二名の白痴児（精神薄弱児）が居て、其の教育の為に苦心を払ったのが動機となり、遂には白痴教育（精神薄弱児教育）にその生涯を捧げる決意を固め

たのであった。

明治二〇年代の当時は、キリスト教プロテスタントによる養護施設が、数多く設立された時代であったが、精神薄弱児の施設は全く無く、氏の瀧之川学園の設立が其の嚆矢である。

其の為、氏は其の方法を、外国に求めるより外に術なく、必要に促されて、明治二四年に渡米し、ミネソタ、ペンシルヴァニア、マッサチューセッツの各州で、視察、研究をして一カ年後に帰朝した。其の後、明治三一年に再び渡米、其の学識と、経験、設備を持った瀧之川学園は、我が国最初の精神薄弱児養護施設として、社会事業界に一つの刺戟となつたのであった。

明治三六年、華族女学校（現在の学習院）教諭であつた小鹿島篁子女史と結婚、女史の活動的な性格は、氏の事業を大いに援助したと云われて居る。

B 氏の教育

氏は、精神薄弱児教育の重要性を、「数に於ては、偉い者よりも偉くない者の方が

多い、現に千人の児童に就いて調査致しました結果に依りますと言ふと、普通並の人間と云うのが一〇〇人中六〇人位、後は精神薄弱者と優秀の者となって居るのであります。優秀の者は比較的になん少くして、平凡なもの、若しくは劣等の者が多いので



は、実に情ないことであります。世の中に優秀の者は少なくして劣等の者が多い以上は、どうしても此の多数の者を何とか致しませぬければ世の中は全体として完全に発達する事が出来ない。……と強調して居る。

氏の精神薄弱児の具体的な「教育方針」は如何であつたらうか、氏はその多くを、フランスのセガンに拠つてゐると述べてゐるが、要約すると次の三点であらう。

① 臨床心理学に基づいた教育

氏は明治三七年の著作「白痴児、其研究及教育」に「精神の教育的進歩発達は、教育と医療と看護との協力によって、初めてこれを見ることが得べきなり」又、白痴教育発達史には、「臨床的心理学の、教育的心理学と趣を異にするところは、かれの一般的なるに反して、これは児童各個につきて精細なる研究を施し、その精神的欠陥を検出して、これが矯正を行うの点にあり。実に各地の白痴学校に於ては、競うて、心理学的臨床実験室を設けて、鋭意そが研究の

ございませうから、それを保護すると言ふことが必要になって来たのであります。……浮浪者とか乞食、売笑婦等の中には精神の弱い者が多いのでございませう。……紙屑でも利用されて居る世の中に於て、人間許りが屑であるが故に利用されないと云ふこと

歩を進め、その診断に基づきて、これをその教育に応用することとなれり。」と述べて居るが、「幼少の時から牛乳以外のものは何一つ口にせず、極端な偏食から精神発達に阻害された子供の偏食を、先ず矯正しようとして心理学におけるウェーバーの法則を適用し、それに成功された。」と云う話や、「手足のふるえる一人の子供を調べられて、それを癒すために一つの器械を作られた」話等、何れも氏のこの面の資料と云えよう。

②手工労働を基とし、これに多少の学業を授けた教育

セガンは、「年令が一〇で智能が五つの子供と同様であるならば、五つの子供と同様に教育すればよい。」との説を唱えた。「精神薄弱者の大多数は先天性に属するものにして、彼等は何等の方法を以てするも到底普通の人間となすこと能はず。」と云うのが、当時の定説であった。従つて、精神薄弱児でも出来る仕事、例えば農業・木工・縫細工・編物・家事向の用務等に熟練すべく、教育を施した。

③宗教教育

氏は、滝之川学園の教育の中心として、キリスト教主義を標榜した事は云う迄も無い。氏は宗教教育の方法として、

- a 教師の感化
- b 聖書中の人物、宗教界の偉人の事跡を教える事
- c 自然を通じて、神を感得せしめる事

を述べている。

氏のこれ等の方針は、殊に昭和三年、現在の谷保村に移転して、以来、その恵まれた大自然と中央の礼拝堂、研究所、教室、病院等の設備と相俟つて、実現していったのである。

C 氏の研究及び啓蒙活動

C 氏の研究成果は、在世中に於て明治三七年「白痴児、其研究及教育」、昭和八年「東京府児童研究所報告」の二冊が刊行されたのみであったが、死後、城戸幡太郎氏を代表者とした「石井亮一全集刊行会」による「石井亮一全集」にその殆どが収録されて居る。「此の全集の大部分は、丸善製の大形の書翰箋に講演や講義の準備として備忘的に書綴られたものであるが、単に記念刊行としてよりも、我が国の此の方面

の文献が未だ充分ならぬのみならず稍もすると、一方に於ては所謂学者的抽象論に偏り、他方に於ては、熱情余つて科学的組織に欠くる感みのある嫌いが無いとはしない現象に対する『質献』としてなされたものである」との事である。第三巻中、一巻には、治療教育関係のもの（「白痴児、其研究及教育」外四篇）、二巻には（「児童学」外六篇）三巻には教育学（「大戦後に於ける歐洲の教育」他八篇）が収録されて居る。

氏は、其の学識を、外部に対して積極的に「披瀝」はしなかつたが、だんだん世の認むる処となつてか、内務省主催の感化教育講習会を初め、各地に於ける講習会の講師として招かれた他、昭和七年には東京府の児童鑑別委員、又昭和一〇年には東京府児童研究所長をつとめて居る。尙、外国に於ても「日本の石井」として認められ、昭和二年米國シンシナチ市に於て開かれた万国精神薄弱児教育研究学会第五一回總會は、欠席のままの氏を、正会員に推挙し、万場一致にて可決、唯一人の日本人会員を認めたとの事である。

D 滝之川学園の経営について

滝之川学園は、氏の在世中に三度、移転して居る。最初は前述の場所「北豊島郡滝之川村」であり、この地の附近に陸軍砲兵工廠が新設された為、明治三十九年に「北豊島郡菓鴨村」へ移転、その後、昭和三年に現在の谷保村に移転した。

其の間、氏の休職した困難は、大正九年三月の学園の火災であつたであらう。原因は、園児の一人が押入れに隠れて火遊びをした事によるが、此の火災によって、多くの研究材料はもとより、寄宿舎が焼け、園児の六名が焼死して居る。氏及び夫人は、「生命は貴く責任は重し、自ら赦すことあたはざる痛恨事は一に爰に存す。」との自責に、一時は学園の閉鎖を思ひ立つた程であつたと云われて居る。しかし、此の時、皇后陛下より金壹封を、又、三井、三菱両家より各々壹万円、安部家より壹万円等々が寄附された為、漸く再興した。

上の学園となつたのである。氏の困難の多くは、経営上の問題にあつた様に思われる。教育上の問題、又、運営上の問題は、氏の科学的な諸研究と、濃厚篤実な性格によって、むしろ発展の一路を辿つたと思われるが、経営の面は、三井、三菱、大橋、安部、安川、磯野、細田家の諸家、恩賜財団慶福会、財団法人服部泰公会、滝之川学園後援会等の応援があつたとはいへ、年々困難となり氏の在世中に於て、既に幾多の負債があつたとの事である。殊に学園で教育した後、精神薄弱児の將來の自活の為に、学園の事業の最終段階として農園を起すべく、大正一四年千葉県下香取郡下総御料牧場の一部を払下げる許可を得たが、その資金として計画をしていた西菓鴨の地所の売却がうまく行かず、大正末期の地価暴落によって、此の計画は挫折したのであつた。此の事は、氏の事業の完成の上からも亦、我が国の精神薄弱児教育の面からも、尤も、遺憾な点であつたと考えられる。

底の浅い、而も後進国の日本経済に於て、一部の篤志家の寄附による社会事業が、そして結局は、「有益なる金銭及物品を有益に使用することを知らざる富豪家の手より取りて之を有益に分配」するところの富豪の代理人として、「科学的、学問的な慈善家として『上から』の恩恵の一翼を狙つて活躍する立場」が限界のある事は当然であるといながら、氏の献身的な努力が努力であつただけに何か、考えさせられる点があるのである。

四、晩年時代

昭和十一年、滝之川学園開始四五年目に於て、氏は次の様な手紙を友人に出して居る。

「……二人共（氏と夫人）各病床に臥し事業も亦これに類する状態に候も是は『新たにして更に大いなる奇蹟』（ブルックスの説教に基づき悟り得たる）を賜はり候迄のものにもやと勝手なる冥想に其日々を過し居候……」

此の氏を慰める為、此の年の二月七日「滝之川学園創立四五年記念」「古稀祝賀」とを兼ね、氏の知人有志が晩餐会を催した。当日は大学教授、教育家、社会事業家等、氏の旧友知人七五名が列席し、演説も

教一〇に及ぶ程の盛況であった。此の機会に「日本精神薄弱児愛護協会」は、氏に祝賀の献金目録を贈呈し、「石井記念文庫」の設置を決議した。氏は自らの蔵書の全部を、記念文庫に寄附した。

其れより約六カ月後、昭和二年六月四日、氏は遂に不帰の旅へと旅立ったのである。病名は、「慢性咽喉間隙蜂窠織炎」であった。

遺骸は、「もし私の身体が医学に貢献するところあらば」との遺言により、病院の解剖に供せられたとの事である。

五、結にかえて

氏が如何なる信仰を持ち、如何なる思想の下に、社会事業家としての日常を送って居たかと言う問題は、尤も大事な点であると思われるが、氏の伝記及び全集には、此の点を詳らかにする資料は、殆どないと云つてよからう。

氏と同時代のキリスト教信者で社会事業家であった留岡幸助氏には、此の点についての多くの著書があり、又、石井十次氏については、多くの人が語つて居るにも拘わらず、亮一氏の内面生活及び社会事業観に

ついては資料が少ない為殆ど知り得ない事は残念である。しかし、氏の人生行路である「勤王派の七族→儒教の素養→明治時代のクリスチャン→社会事業家」と云うコースからも推察出来る様に、そして又、氏の事を追憶して居る人々が述べている様に、氏は、

「温厚篤実、厳格な生活態度を持ち、極めて学究的な人。」

であつた反面、

「何処か近づきにくい、禁欲主義の『此の世』的な仕事の出来ない人。」

であつた様である。

従つて、氏の信仰は、他の明治、大正、昭和と生きたキリスト教信者の社会事業家と同じく、「儒教的キリスト教」であり、従つて極めて「封建制」と妥協しやしないものであつたと共に、其の社会思想は、近代社会の本質、或いは絶対主義的天皇制については無批判、或いは盲従的なものであつたのではなからうか。

氏が、そのキリスト教主義を以て、教育方針を貫いたにも拘わらず、前記の滝之川学園創立満四五年記念の祝賀会で、氏のな

した挨拶の中に、園児の事を「彼等とて、陛下の赤子」と云う表現をとつて居る点や、又、精神薄弱児の教育が、結局は国家の手にゆだねられなければならないと主張して居ながら、其の面への積極的な活動が見られない事等からも推察出来ると思う。

氏の滝之川学園創設、その科学的な教育方法、そして更に、精神薄弱児児童の養護施設従事者の養成等々は、確かに、かけがえのない歴史上の功績として認むるべきである。

だが、氏を始めとして、日本の近代社会事業の創設者達が、個人に於ては頗る善意で而も全く献身的であつたにも拘わらず、何故、其の事業が発展せずに創立者一代で影をひそめたり、或いは、施設内にユートピアを建設するのみで、社会性を持ち得なかつたのであろうか、更に結局は其の活動の非近代性が批判されるのであろうか。

(一〇五頁につづく)

x

x

x

1918	1917	1916	1915	1914	1913	1912	1911	1910	1909	1908	1907	1906	1905	1904	1903	1902	1901	1900	1899	1898	1897	
7	6	5	4	3	2	1	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	
米騒動															片山澄（キンクスレ） 原康昭（東京幼稚園） 保護所（東京出願人）							
51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	
教育事業調査会設立 （一九二一年社会事業調査会と改称） 林市蔵		工場地施行 （一） （二） （三） （四） （五） （六） （七） （八） （九） （十）	渡米同年帰朝																			
教育事業調査会設立 （一九二一年社会事業調査会と改称） 林市蔵		工場地施行 （一） （二） （三） （四） （五） （六） （七） （八） （九） （十）	社会事業功勞者として勲大 禮記を授けらる。	北豊島郡西風幡村中塚へ遷 之川学園を移転																		
1937	1936	1935	1934	1933	1932	1931	1930	1929	1928	1927	1926	1925	1924	1923	1922	1921	1920	1919				
12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	14	13	12	11	10	9	8				
中日戦争勃発															大阪府に方面委員制 設立 各種医療保護立法 成立							
70	69	68	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52				
聖路加病院にて死去	石井記念文庫の設置を計画す	軍人会館で古物の鑑定を催す	東政府児童研究所報告を発行 となる	聖路加病院にて死去	東政府児童研究所報告を発行 となる	聖路加病院にて死去	東政府児童研究所報告を発行 となる	聖路加病院にて死去	東政府児童研究所報告を発行 となる	聖路加病院にて死去	東政府児童研究所報告を発行 となる	聖路加病院にて死去	東政府児童研究所報告を発行 となる	聖路加病院にて死去	東政府児童研究所報告を発行 となる	聖路加病院にて死去	東政府児童研究所報告を発行 となる	聖路加病院にて死去	東政府児童研究所報告を発行 となる	聖路加病院にて死去	東政府児童研究所報告を発行 となる	聖路加病院にて死去
方面委員会制定 （一） （二） （三） （四） （五） （六） （七） （八） （九） （十）			東政府児童研究所報告を発行 となる																			

其の原因を、単に社会の必然として促えるばかりでなく、主体的に捉える事が、今後必要とされて居るのではないかと思う。

(註一) 此の年代は明らかではないが、明治十七年頃と思われる。

(註二) 隅谷三喜男著「近代日本の形成とキリスト教」七四頁

(註三) 野口定男著「立教生活」一三六頁

(註四) 代表的なものは元田作之進著「老監督ウイリアムス」

(註五) 立教女学院著「創立七五周年」による

(註六) 隅谷著「前掲書」一〇四頁

(註七) 隅谷著「前掲書」一一三頁

(註八) 其の内容及び意義については、生江孝之著「日本キリスト教社会事業史」一五五頁参照

(註九) 生江著「前掲書」一四四頁

(註一〇) 石井亮一全集才一卷「滝之川学園について」二九五頁

(註一一) セガンについては、石井亮一全集才一卷「白痴教育発達史」に述べられて居る

(註一二) 石井亮一全集才一卷「白痴児其研究及教育」八〇頁

(註一三) 前掲書二八四頁

(註一四) 「社会事業」二一卷四号「追

悼石井亮一先生」四四頁

(註一五) 同じく五〇頁

(註一六) 全集一卷「白痴教育発達史」二八五頁

(註一七) 同じく二八五頁

(註一八) 全集二巻「児童の宗教教育について」二〇九頁

(註一九) 全集編輯後記による

(註二〇) 石井筆子著「火影」

(註二一) 「社会事業」前掲書四四頁

(註二二) 「社会事業研究」才四号二三頁中の大河内一男著「慈善問題」からの引用

社会福祉活動への積極的協力を常に行なっている。

(2) パキスタン

女子工場労働者及び工場、

鉱山労働者の有給助産賜暇(八週間)の母性救助法がある。

又、政府の被雇傭者には、

男女を問わず、年金、災害積立金及び賜金等の扶助、既婚の政府職員は、生活手当金、転任の際には旅費等々高額の手当金が支払われる。更に政府職員及びその家族は無料医療を受けることが出来る。保健訪問制度では、婦



東南アジアに於ける

各国の社会福祉に関して

——社会・家庭・児童福祉に於ける二年

間の報告(一九四九年・一九五〇年)—— 国際連合一九五三年 資料より抄訳

(1) 印度

印度の家庭生活は、「大家族制度」の名残りを留めている。即ち家長を中心とし、その命令は法律の様なものであり、個人への要求を越えた団体利害関係を重視している。

この様な国に於ける家庭福祉事業は低収入階級の児童保護に向けられる。児童によい環境を与えるために、その家庭の扶助法が緊急な問題となっている。この得策として、家庭手当金制度が考えられている。婦人団体は、

受けることが出来る。保健訪問制度では、婦